

『日 EU の FTA 交渉開始の提案と影響評価』

ブリュッセル事務所・欧州ロシア CIS 課

欧州委員会は 2012 年 7 月 18 日、EU 加盟各国に対して自由貿易協定（FTA）の交渉開始の承認を求める勧告を採択した。欧州委員会はあわせて、日 EU の通商関係強化による経済や主要産業分野への影響を分析した報告書を公表し、日 EU の FTA が欧州の経済成長や雇用創出に大きな効果をもたらすことを示した。欧州委員会の提案と日 EU の通商関係の影響評価の内容を中心に、業界団体の反応も見ていく。

目 次

1. これまでの経緯と欧州議会の決議	2
(1) スコーピング作業の終了	2
2. 欧州委員会の提案と分析	4
(1) 提案の内容	4
(2) EU・日本の通商関係に関する影響評価	5
3. 業界団体の見解・反応	9
4. 今後の日程の見通し	12

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、万一、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロでは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

1. これまでの経緯と欧州議会の決議

(1) スコーピング作業の終了

2011年5月に開かれた第20回日本・EU首脳協議では、前年4月の首脳協議により設置された日EU合同ハイレベル・グループ（JHLG: Joint High-Level Group）での作業を踏まえ、FTA/経済連携協定（EPA）の交渉に向けたプロセスを開始することで合意した¹。JHLGは、2011年2月に発表された日EU通商・経済関係に関するパブリック・コンサルテーションの結果²についても協議し、首脳会議に提言していた。首脳会議では以下の2点で交渉のプロセス開始に合意している。

- 関税や非関税措置、サービス、投資、知的財産権（IPR）、競争、公共調達など双方で共通する全ての関心事項に取り組むための深くて包括的なFTA/EPAとする。
- 政治協力や国際協力、その他の分野別協力について包括的な対象にするとともに、基本的価値や基本原則に対して双方が共有するコミットメントに裏付けられた拘束力のある協定とする。

FTA/EPAの交渉に向けた予備交渉にあたるものとして、協定の交渉範囲を確定させるためのスコーピング作業を実施し、欧州委員会は2012年5月31日、この作業が終了したと発表した。欧州委員会は、5月31日に開かれた外相（貿易）理事会でスコーピング作業の結果を提示するとともに、これに基づいて日本とのFTA交渉の権限を欧州委員会に与えることを求める交渉指針を数週間以内に示すことを明らかにした。外相（貿易）理事会は作業の進展に歓迎の意を示す一方で、懸念も表明している³。欧州委員会は、スコーピング作業により日本が非関税障壁に対して具体的な取り組みを行うとともに、公共調達市場の開放を進めることを約束したことを明らかにした⁴。

欧州議会の交渉開始延期を要請する決議

2012年6月11～14日にストラスブールで開かれた欧州議会では、日本とのFTA交渉が

¹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/shuno20/press_y.html

²参考：JETROユーロトレンド「日EU通商・経済関係に関するパブリック・コンサルテーションの結果」（2011年4月）<http://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/reports/07000604>

³Press Release 3170th Council meeting Foreign Affairs – TRADE Brussels, 31 May 2012 10383/12 PRESSE 219 PR CO 32

http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/EN/foraff/130564.pdf

⁴<http://ec.europa.eu/trade/creating-opportunities/bilateral-relations/countries/japan/>

議題となり、欧州委員会のドゥグヒュト委員（通商担当）がスコーピング作業の結果について説明を行った。これに対して欧州議会議員からは、自動車や医薬品、公共調達などに対する非関税障壁の撤廃に取り組む日本の姿勢について疑問が示された。欧州議会は 6 月 13 日に、欧州委員会の FTA 交渉開始に関する提案について欧州議会が見解を明示するまで、欧州委員会に交渉開始を認めないよう欧州理事会に求める決議⁵を賛成 517 票、反対 74 票、棄権 89 票で採択した。

なお、ドゥグヒュト委員は欧州議会に対して以下の 3 点を説明していた。

- ① スコーピング文書で示した交渉範囲は、これまでに合意した通商交渉の中でも最も野心的であり、今後の交渉では EU の優先課題に取り組む。
- ② 欧州にとって最も重要な問題である日本の規制障壁について、すでにこれに取り組むパッケージを交渉した。それにより次の 2 点を交渉の条件として示した。
 - 合意したロードマップで示された非関税障壁の撤廃に向けた取り組みで、交渉開始から 1 年以内に日本側の進展がみられない場合には交渉を中止する。
 - 相互に合意したタイムテーブルに沿って、日本の規制障壁の撤廃と並行して EU 側が関税を段階的に引き下げることを日本と合意した旨を明らかにした上で、日本が自動車分野を含めて規制障壁で具体的な成果を出さない限り、EU は関税の引き下げを実施しない。
- ③ 鉄道分野の公共調達の問題では、日本は EU 企業に対して鉄道および都市内交通市場を開放するために効果的な措置を取ることで合意した。（欧州委員会によれば、交渉開始から 1 年以内にロードマップで示された市場開放の取り組みに進展が見られない場合も、交渉を中止することを明示している。）

これに対して欧州議会は 2010 年 5 月の欧州議会の決議⁶を基に、欧州委員会の報告では懸念は払拭されないと主張した。一方、日本との緊密な通商関係がもたらす機会や欧州の

⁵“TEXT ADOPTED at the sitting of Wednesday 13 June 2012 – P7_TA-PROV(2012)0246 EU trade negotiation with Japan – European Parliament resolution of 13 June 2012 on EU trade negotiations with Japan (2012/2651(RSP9)”, European Parliament
<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+TA+20120613+SIT+DOC+PDF+V0//EN&language=EN>

⁶“TEXT ADOPTED at the sitting of Wednesday 11 May 2011 – P7_TA-PROV(2011)0225 EU-Japan trade relations – European Parliament resolution of 11 May 2011 on EU-Japan trade relations”, European Parliament
<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?type=TA&language=EN&reference=P7-TA-2011-225>

経済成長と雇用を生み出す可能性を逸するべきではないとの点では賛同を示した。2010年の決議では、非関税障壁の撤廃が最重要課題であり、自動車やエレクトロニクス、航空機器、機械など影響を受けやすい分野を中心に全産業分野について FTA の利点と欠点の可能性を示す影響評価を行うように欧州委員会に求めていたほか、影響を受けやすい分野を中心に輸入急増を阻止するため、FTA 協定には相互にセーフガード条項を盛り込むことなどを提案していた。

2. 欧州委員会の提案と分析

(1) 提案の内容

欧州委員会は 2012 年 7 月 18 日に EU 加盟各国に対して、FTA の交渉開始を求めるとともに、欧州理事会に対して交渉権限を欧州委員会に与えることを認めるよう求める交渉指針を提示すると発表した。この発表と併せて欧州委員会は、日 EU 通商関係の強化に関する影響評価の報告書⁷を公表した。欧州委員会の発表およびドゥグヒュト委員のスピーチの内容の要点は次の通りである。

● 交渉開始の決定方針の背景

- 日本は EU にとってアジアで 2 番目に大きな通商相手であり、民主主義や法の支配といった共通の価値を持つ重要なパートナーである。今後 20 年間の成長がアジアに由来する場合に、日本を見落とすことは EU の通商戦略において大きな過ちとなる。
- 有望な日本市場をさらに開放することで EU の GDP は 0.8%押し上げられ、対日輸出額を 32.7%拡大する可能性があり、EU だけで新たに 40 万人の新規雇用の創出が見込まれる。一方で日本の対 EU 輸出額は 23.5%拡大すると予想される。農産物・飲料、医薬品、化学、ICT、エクスプレス配送サービス、その他サービス業などの業界が FTA 交渉に積極的な支持を表明しているのはこのためである。

EU 側の優先事項と交渉の条件

⁷“Commission staff working document – Impact assessment report on EU-Japan trade relations, Accompanying the document, Recommendation for a Council Decision authorising the opening of negotiations on a Free Trade agreement between the European Union and Japan” SWD(2012)209final <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=SWD:2012:0209:FIN:EN:PDF>
“Commission staff working document – Executive Summary of the Impact assessment report on EU-Japan trade relations, Accompanying the document, Recommendation for a Council Decision authorising the opening of negotiations on a Free Trade agreement between the European Union and Japan” http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2012/july/tradoc_149810.pdf

交渉における EU 側の優先事項は、自動車分野をはじめとする日本側の非関税障壁への除去であり、日本の公共調達市場への欧州企業の参入拡大である。1年間の協議を経て欧州委員会は2012年5月、EUの優先課題を全て交渉対象とすることで日本と合意し、非関税障壁の撤廃と鉄道・都市内交通市場の公共調達の開放に関する具体的なロードマップで日本と合意した。交渉指針では次の2点を交渉の条件とする。

- 自動車分野を含めた日本側の非関税障壁の撤廃と並行して EU 側の関税引き下げを実施するため、日本側が具体的な成果を出すまで EU 側は関税を引き下げない。
- 交渉開始から1年後に日本と合意しているロードマップで示された非関税障壁の撤廃や鉄道・都市内交通の公共調達で進展が不十分な場合は、交渉を中止する。

(2) EU・日本の通商関係に関する影響評価

欧州委員会は EU・日本の通商関係に関する影響評価を検討するため、2010年6月に影響評価運営グループ (IASG: Impact Assessment Steering Group) を設置し、IASG は2011年10月までに数回の会合を持った。欧州委員会の通商総局は2010年9～11月に関係者に対するパブリック・コンサルテーションを実施し、これと並行して様々な会合を開催するとともに会議やセミナーなどに参加し、関係者の見解を集めた。これに基づいてまとめたのが EU・日本の通商関係に関する影響評価の報告書である。この内容の要点を見ていく。

● EU・日本の通商における問題点

EU と日本の通商は2006年から2010年の間に縮小している。EU の全輸出が年に3.8%拡大する中で対日輸出は年に0.6%縮小し、日本でも総輸出が年に3.8%拡大している中で対 EU 輸出は年に3.2%減少した。この背景として新興市場の急速な拡大とともに、EU では域内および周辺地域との通商関係が拡大し、日本では通商面で中国や韓国などに比重が移ったことを挙げている。ただ調査研究やパブリック・コンサルテーションの結果から「EU と日本の通商・投資関係は潜在力を十分に発揮していない」として、その主な要因は関税と非関税障壁にあり、特に非関税障壁は EU の対日輸出企業や対日投資家には大きな懸念となっていることを指摘した。関税と非関税障壁について、報告書では次のような問題点を挙げた。

- 関税の問題点

全般的に EU と日本の双方で関税は低いものの、日本側では農産物や加工食品、飲料などの EU からの輸入品目に対する関税が依然として高い。ただし平均的には EU からの輸入品に対する関税は低い。EU 側の関税は、日本からの輸入品目の大きな部分を占める自動車やエレクトロニクス、機械などで高いため、日本側の関心は関税の撤廃が中心となっている。

- 非関税障壁の問題点

日本の非関税障壁が EU の輸出企業にとって最大の障壁であり、農産物や一部の輸送機器、航空機器で日本市場はほぼ閉ざされているとしている。物品では、医薬品に対する規制、自動車での技術規格と規制、医療機器での新製品導入の手続き、加工食品に対する規格や税関手続きなどが問題となる。サービス分野では煩雑な手続き、規制適用における一貫性や透明性の欠如、差別的な規則や慣行があり、金融サービスや通信では競争政策が不十分である。対日投資では、外国人労働者の入国に対する厳しい制限や一部セクターで事前認可が求められる点、ガス・電気、鉄道、航空、郵便への参入に対する規制障壁、企業買収に対する障壁がある。公共調達では、一部の戦略的分野への参入制限や入札募集公示の入手が難しい点、国内企業が有利となる慣行がある。一方、日本企業にとって EU 側の非関税障壁は規制環境や技術規格に関するもので、EU と日本の規制当局の協力や競争当局の協力が不十分な点、公共調達での手続き面での障壁がある。

- EU の通商政策の目標

EU の全般的な通商政策の目標に基づき、特に日本との経済・通商関係では 4 点の目標を示している。

- 障壁を軽減することで物品の 2 国間貿易量を引き上げる。
- 障壁を軽減することで 2 国間のサービスの取引量を引き上げる。
- 障壁を軽減することで EU・日本間の投資フローを増やす。
- 双方の政府調達市場に対するバランスのとれた参入を達成する。

各分野では以下のような目標を示した。

- 物品貿易：関税の撤廃をはじめ、非関税障壁による通商費用を引き下げするため、規制など双方の相違をできるだけ縮小する。そのために日本・EU間の規格や技術規制の調和、相互認証などの手段をとる。
 - サービス貿易：欧州企業にとって重要分野の開放を求める。既存の規制障壁に関しては、欧州の業界にとって公平な競争環境や効果的な内国民待遇と非差別待遇を確立させる。
 - 投資：市場参入と非差別待遇の促進、投資に対する量的制限の撤廃、不明瞭で過度の国家利益に基づく投資規制の撤廃、できるだけ透明性のある規制の適用、国境を越えた M&A を促すために規制改革の実施を求めるなど。
 - 競争法の改革・強化：サービスや投資の国境を越えた流れを促進するため、独占禁止規則とその実施の強化を求め、EU と日本の当局間の競争関連事項における協力や調整を促す。
 - コーポレートガバナンス：日本の当局に対して、敵対的買収を阻止する日本企業の慣行について透明性を高めることを求め、買収案に対する取締役会の決定を株主が覆すことができる可能性を導入することや、企業の保有に関するその他の決定事項について株主の同意が必要となることなどを求める。
 - 公共調達：入札で国際的な基準や最優良事例を採用することにより、国境を越えた調達に対する障壁を段階的に撤廃することを求めるとともに、異議申し立てに統一した手続きの確立を求める。中央のポータルを通じて調達を実施する機関に関する情報入手を可能にし、EU と日本の電子調達システム間の相互運用性を確立させる。
- 日本の通商政策の目標
- 報告書では日本の関心事項について、自動車や部品、エレクトロニクスなどの分野における関税撤廃であり、これが日本にとって FTA の大きな利益になると指摘している。その他の日本側の目標として次のような点を挙げた。
- GATS でのコミットメントを超えるサービス貿易の自由化。
 - 現在の産業状況に即した原産地規則の導入。

- EU の規格などの設定プロセスに日本が参加できる委員会の設置。
- 自動車分野で相互に許容できる規格の確立。
- EU の関税手続きの簡素化と迅速化。
- EU 域内での医薬品販売に関する規制や制度の体系的な調和を求めるとともに、日本の当局に協議の機会を与えること。
- EU 域内での医療機器の登録制度の統合を求めるとともに、日本の当局に協議の機会を与えること。
- EU 域内で雇用された日本国籍者に EFTA の国籍者と同等の地位を与えること。
- 会計士、税理士、特許出願代理人など専門職資格の相互承認の導入。
- 化学物質に関係する規則のより柔軟な実施を促すとともに、透明性や公平性、国際的な調和を保証すること。
- EU 特許を確立し、EU 特許裁判所を設置し、日 EU の特許協力を促進すること。
- 競争当局の調査に関して EU と日本の間で協力を促進すること。
- 環境やエネルギー分野の相互協力を深め、特に電気自動車やリチウムイオン電池に関する規格で協力すること。
- 工業製品の認証制度の統一。
- 公共調達：支払遅延の慣行を取り締まる法規の施行、入札プロセスで非 EU 企業を事実上排除する障壁の撤廃、調達における EU と日本の同等規格の承認、政府調達の入札プロセスに関する手続きの簡素化。

3. 業界団体の見解・反応

欧州委員会がスコーピング作業の終了を発表した 2012 年 5 月末から FTA 交渉の開始の方針を発表した 2012 年 7 月を経て 8 月初めまでに、EU の主な業界団体が表明した EU・日本の FTA 交渉に対する見解を示した。この中で、交渉に明確に反対する見解を表明したのは自動車業界だけである。

フードドリンク・ヨーロッパ（旧 EU 食品・飲料産業連合）、欧州農産物貿易連絡委員会（CELCAA）、欧州農業組織委員会／欧州農業共同組合委員会（COPA-COGECA）⁸

- ▶ 日本との包括的な FTA は、既存の相互協力における可能性を十分に引き出すのに最適な解決策である。日本の消費者は国内で供給できない新たな食品を受け入れるようになっているが、通商障壁が撤廃されない限り EU の農産・食品業界はこうした日本での機会をとらえることができないうえ、日本が FTA 交渉を進めようとしている他の国にこうした機会を奪われることになる。EU 韓国の FTA では、発効後 9 カ月間で欧州産の豚肉輸出は 2.2 倍拡大し、乳製品輸出もほぼ倍増しており、日本との協定でもオリーブ油やワイン、菓子など様々な食品で同様な効果が見込める。日本側の貿易協定に対する意欲に答えなければ、こうした機会は、今後 10 年間は訪れないであろう。

欧州化学工業連盟（CEFIC）⁹

- ▶ CEFIC は日本化学工業協会（JCIA）とともに、EU・日本の野心的で包括的な FTA を強く支持する。協定では短い移行期間を経て、化学品に対する関税の全面的な撤廃と非関税障壁の低減・撤廃を求める。規制の簡素化や強固な知的財産権制度の確立、原産地規則の調和が交渉の枠組みで重要な目標となる。また、一部の業界が FTA に反対しているが、これを打開するためには非関税障壁を全面的に撤廃する必要がある。

⁸2012 年 7 月 10 日付共同声明

http://www.fooddrinkeurope.eu/uploads/statements_documents/Joint_statement.pdf

⁹2012 年 6 月 25 日付プレスリリース

<http://www.cefic.org/newsroom/top-story/2012/Cefic-and-JCIA-voice-strong-support-for-an-EU-Japan-Free-Trade-Agreement/>

2012 年 6 月 25 日付 日本化学工業協会（JCIA）との共同声明

http://www.cefic.org/Documents/PolicyCentre/Industrial%20Policy/Joint_Cefic_JCIA_statement_on_EU_Japan_Free_Trade_agreement.pdf

欧州医療機器産業連合会（Eucomed）、欧州分析機器製造業協会連合会（EDMA）

- ▶ 欧州委員会が加盟各国に対し、FTA 交渉開始について合意するよう要請したことを歓迎する。双方の経済の緊密な統合により、規制の取れんや国際的な臨床試験が促進され、国際規格が幅広く採用され、規制遵守の負担が軽減される。規制の取れんは通商上の技術障壁を取り除くのに役立ち、欧州で広く利用されている医療機器の日本での導入の遅れを減少させる。Eucomed と EDMA は、交渉の進展に合わせて双方に技術的な支援を引き続き提供していく。

デジタルヨーロッパ（DigitalEurope）¹⁰

- ▶ デジタルヨーロッパは、当初から EU・日本の FTA が EU の ICT 産業に利益をもたらすと考えてきた。このため欧州委員会に協力し、2011 年 11 月には日本電子情報技術産業協会（JEITA）と共同で、交渉の早期開始を支持する声明を出した。FTA は研究開発協力やイノベーション、企業間の提携を促進させる。また、非関税障壁の撤廃に取り組む必要がある。

欧州サービス・フォーラム（ESF）¹¹

- ▶ 日本との包括的な FTA の交渉開始に対して全面的な支持を表明する。我々のメンバー企業はできるだけ早期の交渉開始を望んでいる。対日輸出や日本での事業展開には数多くの障壁があり、これは FTA 交渉を通じてのみ撤廃や軽減が可能である。日本は外国企業にとって厳しい市場であり競争もし烈だが、障壁が取り除かれれば貿易量が大きく伸びることは疑いない。日本の出資制限や差別的措置だけでなく、規制の透明性を高めることに取り組む必要がある。公共調達では建設サービスはもちろん環境サービスやエネルギー関連サービス、ICT サービス、清掃・ケータリングサービスなども重要となる。中央政府だけでなく地方や全ての公的機関での開放を実現すべきである。このほか日本市場への参入拡大を望んでいる業界には金融サービス、保険、郵便・エクスプレス配送サービス、通信サービス、航空サービス、卸売・小売などがある。

¹⁰ニュース「DIGITAL Headlines」（2012 年 7 月）

<http://www.digitaleurope.org/Headlines/Story.aspx?ID=74>

¹¹2012 年 7 月 10 日付欧州委員への書簡

<http://www.esf.be/new/wp-content/uploads/2012/07/ESF2012-07-De-Gucht-Japan-ver-WEBSITE.pdf>
<http://www.esf.be/>

欧州自動車工業会（ACEA）¹²

- 欧州の自動車メーカーは、FTA が EU の自動車業界に利益をもたらすとの見方に疑問を表明する。スコーピング作業は不十分であり、交渉開始に適切な状況となっていない。スコーピング作業の成果である「自動車ロードマップ」は非常にあいまいで、非関税障壁の撤廃に向けた手法や時期も明確ではない。非関税障壁の撤廃について明確なロードマップと日本政府の確固たるコミットメントがない限り、交渉に入るのは時期尚早である。
- FTA により EU 側の自動車に対する 10%の関税が撤廃されれば、日本メーカー全体では年に 12 億ユーロの節減となり日本車の輸入車 1 台あたりでは 1,500 ユーロの価格低下となる。これにより輸入が急増して域内の自動車生産は約 16 万台減り、雇用も失われる。EU 側が関税を引き下げるなら日本側は非関税障壁を撤廃すべきで、ACEA は特に、①EU の型式認証を受けた車はそのまま日本で販売できるようにすること、②軽自動車に対する課税や規制面の優遇を撤廃するか欧州の同様な小型車にこれを適用すること——を求めている。ただ、日本は人口減により市場が縮小しつつある。FTA は日本メーカーが国内市場の縮小を補う機会となる一方で、縮小する日本市場に対しては FTA の有無に限らず EU のメーカーにとって自動車の輸出は増えない。

¹²http://www.acea.be/images/uploads/files/Press_Release_EU-Japan_FTA_20120719.pdf
http://www.acea.be/news/news_detail/eu_japan_fta/

4. 今後の日程の見通し

EU加盟各国は、欧州委員会が提示したスコーピング作業の結果をもとに、欧州委員会に対して FTA 交渉の権限を与えることを認めるかどうかの検討に入った。早ければ、10月の理事会で交渉開始が合意され、欧州委員会は2013年初めにも第1回目の交渉に乗り出すことが見込まれている¹³。10月の欧州理事会では、野心的な通商アジェンダは2%の成長、および200万人の雇用をもたらす可能性があり、相互主義、相互利益の精神にのっとり、自らの利益を主張しつつ、自由、公平かつ開かれた貿易を促進するとの決意を表明した。そのうえで、今後数ヵ月内の交渉開始を目指して、日本との FTA に関する交渉指令案について合意するよう求めた¹⁴。

前述のように欧州議会は理事会に対し、FTA 交渉に関して欧州議会が見解を表明するまで欧州委員会に交渉権限を与えることを認めないよう求める決議を採択したが、この決議に拘束力はないため、法的には理事会での決定で交渉開始の是非は決まる。ただし欧州議会の見解に配慮しない場合には、欧州議会が最終的には FTA を批准しない可能性についても一部の議員が言及している¹⁵。そのため、欧州議会での議論の状況が交渉開始を大幅に遅らせる可能性もあったが、欧州議会国際貿易委員会 (INTA) は10月11日、非関税障壁に対応できなければ交渉を停止すべきとの条件付ながら、日本との FTA 交渉を促す決議を採択。10月25日には欧州議会本会議で決議を採択した¹⁶。ただし決議には、1年後の見直しの義務付け、捕鯨問題への留意などが盛り込まれている。11月29日には EU 外相理事会 (貿易担当閣僚会合) を開き、日本との FTA も議論する予定で、交渉開始に向けた議論が大詰めを迎えている。

とはいえ、交渉が開始した場合にも、欧州委員会は交渉指令案に、交渉開始から1年後に EU 側は日本側の非関税障壁撤廃に向けた取り組みを検討するとの文言を盛り込んでおり、日本側の対応が不十分と判断すれば EU 側は交渉中止を求める可能性もある。

¹³<http://www.euractiv.com/trade/brussels-give-green-light-eu-jap-news-513945>

¹⁴ 欧州理事会総括: http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/133004.pdf
ジェトロ通商弘報記事「日米との FTA も「成長・雇用協定」のパッケージの一つに」(2012年10月23日付) <http://www.jetro.go.jp/biznews/>

¹⁵<http://uk.reuters.com/article/2012/06/13/uk-eu-trade-parliament-idUKBRE85C18420120613>

¹⁶ ジェトロ通商弘報記事「欧州議会、日本との FTA 交渉開始を求める決議採択」(2012年10月26日付)

アンケート返送先 FAX : 03-3587-2485

e-mail : ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課 宛

● ジェトロアンケート ●

レポートタイトル: 日 EU の FTA 交渉開始の提案と影響評価

ジェトロでは、日 EU の FTA 交渉開始の提案と影響評価に関するレポートを作成いたしました。お読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。

今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1: 今回、本報告書で提供させていただきました「日 EU の FTA 交渉開始の提案と影響評価」についてどのように思われましたでしょうか? (○をひとつ)

4 : 役に立った 3 : まあ役に立った 2 : あまり役に立たなかった 1 : 役に立たなかった

■質問2: ①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3: 今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	会社・団体名
		部署名

～ご協力有難うございました～